

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

令和2年(2020年)4月24日以降については、「30度」を「28度」と読み替えて運用する。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率}^{\ast 1} = \text{工期期間中の真夏日}^{\ast 2} \div \text{工期}$$

※1. 真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2. 工期期間中の真夏日は、最終数量を確定させた時点までの日数とする。
(最終数量確定後の真夏日はカウントしない。)

2. 対象工事等

(1) 対象工事

土木工事標準積算基準書に基づき積算する工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。ただし、単価契約については、対象外とする。

対象工事のうち、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

(3) 熱中症補正の適用

上記(1),(2)に該当する工事のうち、受注者が希望する場合には、変更契約にて熱中症補正を適用する。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

$\text{補正値（％）}^{\ast 3} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast 4}$
--

※3. 補正値（％）は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4. 補正係数：1. 2

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値)

4. 適用

本通知は、令和元年（2019年）7月1日以降に当初契約締結を行う工事から試行を適用する。

なお、平成31年（2019年）4月1日以降に当初契約締結が行われた既契約工事においても、受発注者協議により基準日を設け、基準日以降において試行を適用できるものとする。

5. その他

気温の計測方法等については、別紙「熱中症対策に資する現場管理費の補正にあたっての考え方」によるものとする。